

～ 令和5年春の山火事予防運動 「火の確認 山を愛する あなたのマナー」 ～

## 木曽郡内の山火事予防パレードを行います

春先は山火事発生の危険期であり、例年各地で林野火災が発生しています。地域の皆さんの山火事予防意識を高め、森林の保全と地域の安全を図ることを目的として、広報車及び消防車両等による山火事予防パレードを実施します。

### 1 パレード出発式

- (1) 日 時 令和5年3月14日(火) 午前8時30分  
※小雨決行。荒天時は15日(水)に延期。
- (2) 場 所 木曽合同庁舎 正面玄関前
- (3) 参集者 木曽広域消防本部、木曽森林管理署、木曽地域振興局

### 2 巡回日程及び地域

- 令和5年3月14日(火) 上松町→南木曽町  
令和5年3月15日(水) 大桑村  
令和5年3月17日(金) 王滝村→木曽町→木祖村  
※小雨決行。荒天時は3月22日(水)に実施。

### 3 巡回体制

各町村、木曽地域振興局(広報車)、木曽広域消防本部、木曽森林管理署の車両によりパレード走行を行います。

### 4 主 催 木曽地域振興局、木曽郡緑化推進委員会

### 5 協力団体 木曽森林管理署、各町村、木曽広域消防本部、各町村消防団

#### 令和5年春の山火事予防運動の概要

- 実施時期 令和5年3月1日(水)から5月31日(水)まで
- 統一標語 「火の確認 山を愛する あなたのマナー」
- 重点周知事項
  - ア 枯れ草等のある火災の起こりやすい場所では、たき火をしないこと
  - イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
  - ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
  - エ 火入れを行う際、市町村長の許可(森林法第21条関係)を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備を準備すること
  - オ たばこは指定された場所で喫煙し、吸殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
  - カ 火遊びはしないこと、また、させないこと

#### 信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県木曽地域振興局林務課林務係  
(課長) 中宿 恵司 (担当) 沢井 洋喜  
TEL : 0264-25-2224(直通)  
FAX : 0264-23-3235  
E-mail : kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp